

論 文

## 越前に出された秀吉の禁制

藤井 讓治\*

はじめに

1. 天正11年4月に越前に出された秀吉の禁制
2. 禁制の様式と内容
3. 禁制発給の手順と礼銭・礼物
4. 禁制の各箇条について
5. 北庄城落城前後の秀吉の仕置

おわりに

はじめに

天正10年（1582）6月、織田信長は明智光秀に攻められ憤死する。いわゆる本能寺の変である。信長の死後、羽柴秀吉が山崎の戦いで明智光秀を破り、安土、美濃へと軍を進め、24、5日ころ尾張清洲に入る。そこに織田信雄・信孝兄弟と織田氏老臣たちが集まり、織田家の家督は、柴田勝家が支持した信孝ではなく、秀吉が主張した信長の嫡男信忠の遺子でわずか3歳の三法師（のちの秀信）と決し、さらに、信長の旧領は、伊勢・尾張が信雄に、美濃が信孝に、越前のほか近江長浜周辺が柴田勝家に、播磨のほか山城・河内・丹波が秀吉に、若狭のほか近江二郡が丹羽長秀に、摂津池田・伊丹のほか大坂・尼崎・兵庫が池田恒興に、丹羽長秀の旧領が堀秀政に分割された。

この後、秀吉は、上洛、ついで京都の南に位置する山崎に新城を築き、10月15日に京都の大徳寺で信長の葬儀を挙げる。

こうした秀吉の動きに織田信孝、柴田勝家らは反発を強めていく。それに対し秀吉は、天正10年末に柴田勝豊の近江長浜城を攻略、ついで信孝の岐阜城を攻める。翌年2月末、柴田勝家が江北に進出したのを受けて、3月17日、秀吉は木ノ本に本陣を構えるが、しばらく膠着状態が続く。

4月16日秀吉は、岐阜の信孝挙兵の報を受け、大垣に自ら軍を率い急行する。これを機に江北の戦線は動き出す。20日、柴田方の佐久間盛政が秀吉方の中川清秀の大岩山砦を落とす。この報に接した秀吉は、すぐさま木ノ本に戻り、柴田勢を攻撃した。これに耐えられなくなった勝家は、本陣を払い越前北庄へと逃れた。いわゆる賤ヶ岳の戦いである。

賤ヶ岳の戦いで勝利した秀吉は、勝家の跡を追って越前に入り、その居城北庄城を包囲し、24日に

---

\*京都大学名誉教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

城を落とす。

この賤ヶ岳の戦いのあと24日の北庄落城前後のあいだに、秀吉は数多くの禁制を越前各所に出す。本稿では、この間に越前に出された禁制を紹介するとともに、その内容を検討する。

### 1. 天正11年4月に越前に出された秀吉の禁制

表1 天正11年4月に越前に出された羽柴秀吉の禁制

No	所 付	原 型	出 典
1	越州大良浦	写 A	中野貞雄家文書 <sup>1)</sup>
2	越州今宿駅	写 B	福田五郎左衛門家文書 <sup>2)</sup>
3	越前国かち屋村大工六人	原 A	宇野文書 <sup>3)</sup>
4	越州大虫大明神社家	写 C	大虫神社文書 <sup>4)</sup>
5	越州大滝寺同門前	原 A	大滝神社文書 <sup>5)</sup>
6	越前国岩本村	原 A	岩本区有文書 <sup>6)</sup>
7	越前国つきの尾郷谷中	原 A	矢部宮秋家文書 <sup>7)</sup>
8	越前国宗匠院	原 D	永林寺文書 <sup>8)</sup>
9	越州大井村	原 A	木村孫右衛門家文書 <sup>9)</sup>
10	所付なし	原 A	佐々牟志神社文書 <sup>10)</sup>
11	越前国河嶋	原 A	竹内文書 <sup>11)</sup>
12	越前国かわ田庄	原 A	土田新助家文書 <sup>12)</sup>
13	方上庄八村	原 A	前田善左衛門家蔵 <sup>13)</sup>
14	越州田中郷京方	原 A	明厳寺文書 <sup>14)</sup>
15	越州七庄内末村・清水畑村・大森・滝波・笹谷・山内・天下	写 A	斎藤六兵衛家文書 <sup>15)</sup>
16	越州木田の橋家	原 A	橋栄一郎家文書 <sup>16)</sup>
17	□□□□	原 A	昌蔵寺文書 <sup>17)</sup>
18	称念寺同門前	原 E	称念寺文書 <sup>18)</sup>
19	越州木部三方	写 A	金沢文書 <sup>19)</sup>
20	越州荒居郷内川端村	原 A	春日神社文書 <sup>20)</sup>
21	越州本庄郷	原 A	大連彦兵衛家文書 <sup>21)</sup>
22	越前国加戸東寺	写 A	本流院文書 <sup>22)</sup>
23	越前国平泉寺同門前并四寺内十ヶ所	原 A	白山神社文書 <sup>23)</sup>
24	越前国永平寺同門前	原 A	永平寺文書 <sup>24)</sup>
25	賀州江沼郡うたにの郷	原 A	高山寺文書 <sup>25)</sup>
26	賀州野田村・小塩辻	原 A	尊経閣古文書纂 <sup>26)</sup>
27	賀州石川郡松任・倉光・長嶋・内方新保	写 A	加能越古文叢 <sup>27)</sup>
28	賀州石川郡道法寺村・井口村・新や村・小柳村・ちけん寺村	写 A	加能越古文叢 <sup>28)</sup>
29	賀州石川郡大ねふ・おまへさか・もとねふ・あら屋	写 A	加能越古文叢 <sup>29)</sup>
30	賀州石川郡味智の郷七村	写 B	加能越古文叢 <sup>30)</sup>

表1にあげたように、天正11年4月に越前各地に出された羽柴秀吉の禁制は24通あり、また加賀侵攻にともなって加賀の江沼・能美・石川郡に出された禁制が6通ある。

図1に示したように、禁制が残された地域は、大良浦のものを除き、秀吉の軍勢が北庄に向かって侵攻していった経路の周辺である。

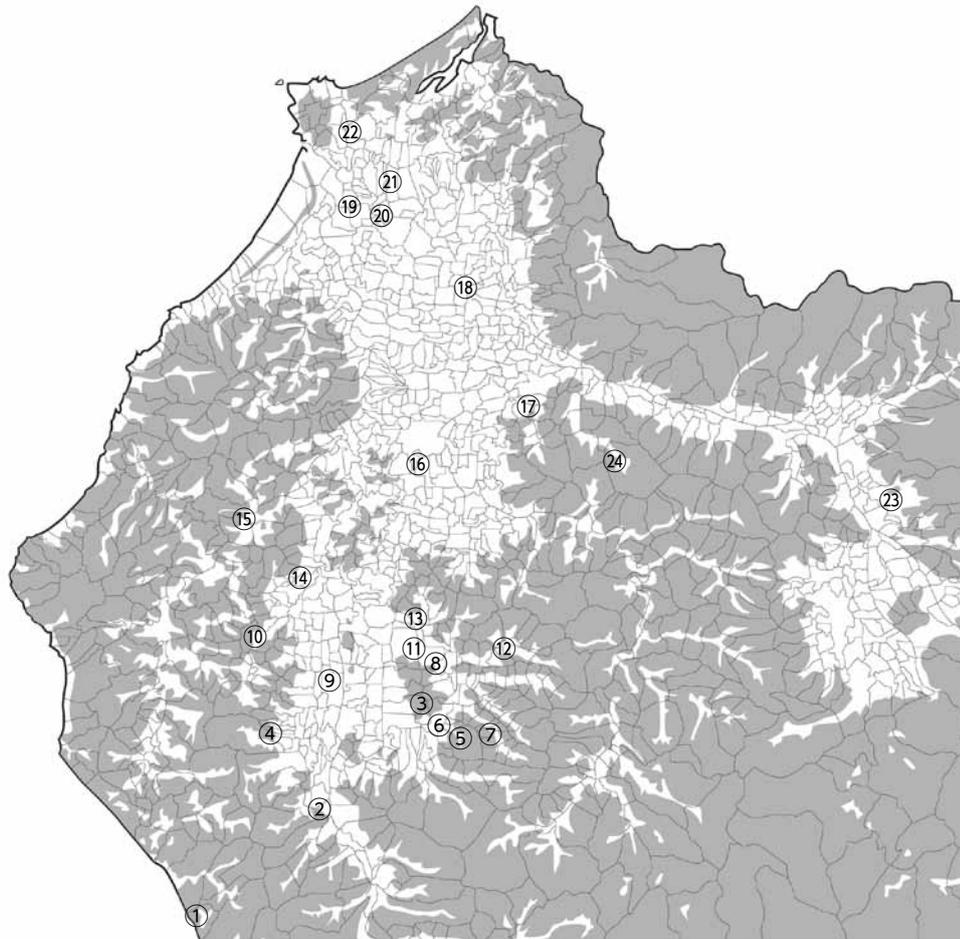


図1 禁制の所付(吉田健氏作成の地図をもとに制作)

この時、秀吉以外にも当時若狭を領していた丹羽長秀が、多くはないが越前に禁制を出している。  
表2にその一覧をあげておく。

表2 天正11年4月に越前に出された丹羽長秀の禁制

No.	所 付	原 型	出 典
1	鯖江誠照寺	原	B 誠照寺文書 <sup>31)</sup>
2	越山同大谷寺	原	B 越知神社文書 <sup>32)</sup>
3	田中郷天王	写	B 八坂神社文書 <sup>33)</sup>
4	大竹(滝)寺	原	B 大滝神社文書 <sup>34)</sup>
5	法興寺(足羽)	原	B 法興寺文書 <sup>35)</sup>
6	[ ](昌蔵寺カ)	原	B 昌蔵寺文書 <sup>36)</sup>
7	川北本庄郷	原	— 大連彦兵衛文書 <sup>37)</sup>
8	称念寺同門前	原	E 称念寺文書 <sup>38)</sup>

この時、丹羽長秀が出した禁制は、川北本庄郷のものを除いていずれも寺社宛である。文言については、川北本庄郷・称念寺同門前宛のものを除いては、2節であげる秀吉の禁制の類型Bとほぼ同文である。次にあげる川北本庄郷のものも三ヶ条とも本文は同文であるが、第三ヶ条の付けたりとして

「用水如有来」の文言が付加されている。また、称念寺のものは秀吉が称念寺に与えた禁制とほぼ同文である。

川北  
本庄郷

禁制

一当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事、  
一放火之事、  
一還住百姓成煩事、付用水如有来事、  
右条々堅令停止訖、若違犯族於在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、  
天正十一年四月日 <sup>(丹羽長秀)</sup> 五郎左衛門尉（花押）

## 2. 禁制の様式と内容

禁制の様式は、書き出しに「禁制」とあり、その下に村名や寺社名が記されるが、この部分は禁制の効力が担保される場所を指定したものであり、様式上は「所付」と称される。

所付の観点からすれば、越前に出された禁制は、村・郷・庄、寺院とその門前が大半を占めるが、大虫大明神の社家、かち屋村の大工六人、木田の橘家などの特異なものも見られる。

秀吉の禁制はいずれも三ヶ条からなるが、冒頭に「禁制」とあり、その下部に所付を記し、三条目の後に罪科文言を載せ、最後に年月、そしてその下部に署判、ここでは「筑前守（花押）」とする。

条文に注目すると、いずれも三ヶ条で、この時期の禁制と大きくは異ならないが、個々の条文を比較検討すると、5類型あることがわかる。5類型をまず示すことにする。

### 類型A 天正11年4月荒居郷内川端村宛羽柴秀吉禁制、「春日神社文書」

越州  
荒居郷内川端村

禁制

一当手軍勢甲乙人乱妨<sup>(藉)</sup>狼藉事、  
一放火之事、  
一還住百姓成煩事、付小屋壊取事、  
右条々堅令停止訖、若違犯輩在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、  
天正十一年四月日 <sup>(羽柴秀吉)</sup> 筑前守（花押）

類型Aは、越前に出された禁制24例中20例を占め、この時出された禁制の基本形といえよう。また、村、寺社・門前、大工、商人司など所付に区別なく同文のものが出されている。各箇条は、第一条は、「当手」すなわち秀吉の軍勢またいずれの者の乱暴・狼藉を、第二条は放火を、



写真1 禁制（羽柴秀吉禁制）  
春日神社文書 C0047 - 00003

第三条は、村に帰ってきた百姓に煩いをなすこと、付けたりとして小屋を壊しとることを、禁じている。第一条の「乱妨」は、現在の意とは少し異なり、「略奪」「強奪」の意である<sup>39)</sup>。

**類型B** 天正11年4月今宿駅宛羽柴秀吉禁制、「福田五郎左衛門家文書」

越州  
禁制 今宿駅

- 一 当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事、
- 一 放火之事、
- 一 還住百姓成煩事、

右条々堅令停止訖、若違犯輩在之者、速可処罪科者也、仍下知如件、  
天正十一年四月日 筑前守御書判

**類型A**と異なるのは、**類型A**の第三条目にある「付小屋壊取事」が記されていない点である。しかし、この禁制は写であり、写す段階でこの部分を書き落とした可能性もあろうが、ここでは異なる類型としておく。

**類型C** 天正11年4月大虫大明神社家宛羽柴秀吉禁制、「大虫神社文書」

越州  
禁制 大虫大明神社家

- 一 甲乙人乱妨<sup>(籍)</sup>狼藉事、
- 一 放火之事、
- 一 伐採山林竹木事、

右条々堅令停止畢、若違犯輩在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、  
天正十一年四月日 筑前守（花押影）

**類型C**は、第一条の文頭に他の禁制にはある「当手軍勢」がないことが一つの特徴であるが、大意としては異なるところはない。大きく異なるのは第三条である、**類型A**の第三条が「還住百姓成煩事、付小屋壊取事」であるのに対し、「伐採山林竹木事」とある点である。しかし、この箇条は、他の時期、他の所が出された多くの禁制にはしばしば見られるものである。

**類型D** 天正11年4月宗匠院宛羽柴秀吉禁制、「永林寺文書」

越前国  
禁制 宗匠院

- 一 当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事、
- 一 放火之事、
- 一 境内竹木伐採事、付り殺生の事、

右条々堅令停止訖、若違犯輩在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

天正十一年卯月 筑前守（花押）

**類型D**は、**類型A**と第一条第二条は変わるところはないが、第三条に境内の竹木伐採と、殺生とをあげていることである。この箇条もまた他の時期、他の所で出された多くの禁制にはしばしば見られるものである。

**類型E** 天正11年4月称念寺同門前宛羽柴秀吉禁制、「称念寺文書」

禁制 称念寺同門前

一当手軍勢甲乙人乱妨狼籍事、

一放火之事、

一非分族申懸事、

右条々堅令停止訖、若違犯輩在之者、速可処罪科者也、仍下知如件、

天正十一年四月日 筑前守（花押）

**類型E**は、**類型A**と第一条第二条は変わるところはないが、第三条に非分の族の申し懸けを禁じている点である。この箇条もまた他の時期、他の所に与えた禁制にはしばしば見られるものである。なお、称念寺に与えた丹羽長秀の禁制も同文であり、そこからは禁制の文言が受け取る側から求められたことを推測させる。

年月日の前に置かれた罪科文言は、「違犯輩在之者」と「於違犯輩者」、「訖」と「畢」などの違いがあるものの大きな違いはみられない。

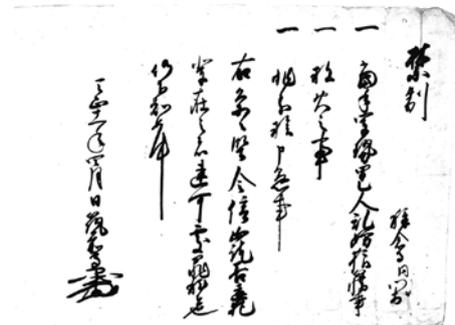


写真2 禁制（羽柴秀吉禁制）  
称念寺文書 C0006 - 00025

### 3. 禁制発給の手順と礼銭・礼物

天正11年4月の秀吉禁制の各箇条を検討するまえに、禁制発給の手順とそれに伴う礼銭・礼物について述べておこう。

禁制は、侵攻する軍勢の大将によって出されるものであるが、軍勢の側が自主的に出すのではなく、軍勢の侵攻を予測した地域の寺社や村が、禁制を求め、それに応える形で出される。その折には、禁制を受け取った寺社や村から軍勢の将に対して礼銭・礼物が献じられる。

本稿で取りあげた天正11年4月の禁制については、そうした経緯を具体的に知ることはできないが、天正元年の織田信長の越前攻めの際、越前敦賀の西福寺に与えられた禁制については、発給までの経緯を知ることができる。まず、そのとき出された禁制をあげる<sup>40)</sup>。

敦賀  
西福寺

禁制

一甲乙人等濫妨狼藉之事、

一伐採山林竹木之事、  
一非分族并寄宿之事、  
右条々停止訖、若於違犯輩者、可嚴科者也、仍下知如件、  
天正元年八月 日 (織田信長)  
(朱印)

禁制の内容は、天正11年のものと異なる点もあるが、第一条で甲乙人の濫妨・狼藉を、第二条で山林竹木の伐採を、第三条で非分の族、寄宿を禁じている。

この禁制が西福寺に交付される経緯を知る史料が、同じ「西福寺文書」に残されている。その一つは、天正元年8月16日付の西福寺役者中宛の木下祐久書状<sup>41)</sup>である。

当寺之儀、羽柴(秀吉)藤吉郎以取次相濟候、自然下々猥之族在之者、蒙仰可申達由候、  
恐々謹言、

木下助左衛門尉  
(天正元年) 八月十六日 祐久 (花押)  
西福寺  
役者中

信長の家臣である木下祐久から西福寺の役者中に宛てられたこの書状では、禁制に直接触れてはいないが、内容は、羽柴秀吉の取次をもって、信長の手前が無事済んだ、もし下々猥りの族があるときは、信長の仰せを蒙り申し達します、というもの。

それから10日後の8月26日付の西福寺宛の木下祐久書状<sup>42)</sup>には、

制札之事相調候、御礼被持、早々引渡し可申候、向後御用之儀可承候、恐々謹言、

木下助左衛門尉  
(天正元年) 八月廿六日  (花押)  
(祐久)  
西福寺  
人々御中

とある。この書状の内容は、「制札」すなわち禁制が準備できたので、礼物<sup>43)</sup>を持ってくれば、早々に引き渡す、今後御用があれば私が承ります、というものである。ここから、西福寺側から制札を求めたこと、その制札の引き渡しには礼物が必要であったことが確認できる。

さらに、次の9月5日の西福寺宛の木下祐久書状<sup>44)</sup>には、

御使札忝候、朱印渡申候、取乱候間不具候、追而可申上候、恐惶謹言、

木下助左衛門尉  
(天正元年) 九月五日 祐久 (花押)

西福寺  
貴報

とあり、制札が、9月5日に木下祐久から西福寺に引き渡されたことが分かる。

以上、3通の木下祐久書状の内容から、西福寺は、羽柴秀吉を介して、信長につながりを求め、それが受け入れられたあと、西福寺は信長の禁制を求め、それに応えて信長が禁制を発給し、その引き渡しにあたって木下祐久から西福寺に礼物が求められ、その礼物と引き替えに、禁制が西福寺に渡されたという、禁制発給までの過程を知ることができる。

秀吉の時期、禁制発給に礼銭が求められたことを示す御制札御判銭掟<sup>45)</sup>をあげておく。この掟は、天正18年の奥羽仕置の際に出されたものである。

御制札御判銭掟

- 一上之所者永楽銭三貫貳百文宛可上之事、
- 一中之所者同貳貫貳百文宛可上之事、
- 一下之所者同壹貫貳百文宛可上之事、此外ニ取次銭以下不可出之、
- 一御制札一ツニて村々数多有之所者、如右一在所宛上中下見計可上之事、
- 一御判銭之儀者永楽ニても金子にても如相場可上之、筆切貳百宛儀者、一円ニ永楽にて可上之事、
- 右通堅可申付候、少も非分之儀有之者、可為曲事者也、

天正十八年八月 日 (朱印)

(三成)  
石田治部少輔とのへ

この掟では、村柄等の上中下を勘案して、「御判銭」(礼銭)の額が決められ、また「御判銭」は永楽銭あるいは金子で、「筆切」(筆料)は永楽銭200文と定められている。

#### 4. 禁制の各箇条について

禁制の第一条の「当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事」については、他の事例に鑑みると、「当手軍勢甲乙人」の部分「軍勢甲乙人」「軍勢甲乙人等」あるいは「軍勢」と様々であるが大意は変わらない。なお、天正10年から天正12年ころまでは「当手軍勢」が基本で、天正15年以降は「軍勢甲乙人等」が基本となる。

第二条の「放火之事」は、出された年を問わず大半の禁制には欠くことのない文言である。

第三条の文言は、出された年、所付によって様々に変化する。天正11年4月に越前に出された秀吉の禁制では、表1に示したように、「還住百姓成煩事、付小屋壊取事」が24例中20例を占め、基本形をなすが、この文言が多く禁制の基本型であるかといえばそうではない。

天正13年閏8月の越中佐々攻めに際して出された禁制では「対寺内町人、不謂儀申懸之事」<sup>46)</sup>、「対百姓、申懸不謂儀事」<sup>47)</sup>、「対還住之百姓并町人等、不謂族申懸之事」<sup>48)</sup>など同趣旨ともいえる

が、表現は多様である。天正15年の島津攻めの際出された禁制では「対地下人等、不謂族申懸事」<sup>49)</sup>、天正18年の小田原攻めの際に出された禁制は、「対地下人百姓、非分之儀申懸事」<sup>50)</sup>と形式は同一のものに収斂していく。

こうした禁制の展開をみると、越前に出された天正11年の禁制の第三条の「還住百姓成煩事、付小屋壊取事」は、他と比しても注目しうる内容と見ることができよう。

では、秀吉が発給した禁制のなかで主文である「還住百姓成煩事」は、いつごろ現れるのであろうか。管見の限りでは、次にあげる天正6年12月の摂津国有馬郡名塩村へのもの<sup>51)</sup>が最初であるが、その後の禁制には見られず、再び確認できるのが、天正11年の越前での禁制である。

禁制                      摂州有馬郡名塩村

一軍勢甲乙人濫妨狼藉之事、  
一放火事、  
一還住百姓等成其煩事、  
右条々堅令停止訖、若違犯輩於在之者、忽可処嚴科者也、仍下知如件、  
藤吉郎  
天正六年拾貳月 日 秀吉（花押）

天正11年の禁制以後に、「還住」の語がみられるのは、先にあげた天正13年閏8月の佐々攻めに際して越中国黒河寺内に与えられた禁制の第三条においてである。そこには、「対還住之百姓并町人等、不謂族申懸之事」と文言は少し異なるが同趣旨の条文がみえる。

この天正13年の禁制を最後に秀吉の禁制には、「還住」の文言を含むものはしばらくみえず、秀吉期では慶長3(1598)年3月に朝鮮の南海島に与えた禁制<sup>52)</sup>の第二条に「還住之地下人対し非分族申懸事」とみえるのが唯一最後の事例である。

では、秀吉の法令に「還住」の語が以降はなくなるのかということそうではない。天正18年の小田原攻めのさなかに伊豆国・相模国に多数出された条々には、「還住」の語を含む箇条が頻出する。その一例をあげておく<sup>53)</sup>。

条々                      伊豆国白田村

一地下人百姓等、急度可令還住事、  
一軍勢甲乙人、還住之百姓家不可陣取事、  
一对土民百姓、非分之儀申懸之族有之者、可為一錢切、并麦毛不可苟取事、  
右条々若於違犯之輩者、速可被加御成敗者也、  
天正十八年卯月 日 <sup>(豊臣秀吉)</sup> (朱印)

こうした変化をどのように理解するかは一概に示しえないが、一つには、天正11年の禁制では還住しようとする百姓への煩いを禁じたのに対し、天正18年の条々では村や郷から立ち退いた百姓等に還

住を命じ、また還住した百姓の家に陣取することを禁ずるなど、政権側からの積極的還住策として出されている。

第三条の付けたりの「小屋壊取事」については、賤ヶ岳の戦いの前、天正11年3月に近江浅井郡内早崎に出された禁制<sup>54)</sup>の第二条に「小屋壊取事」がみえ、越前の禁制に先行する。また、天正11年より後にも天正12年6月に美濃伏屋郷に与えられた禁制の第二条の付けたり「家壊取事」とみえる<sup>55)</sup>。また、天正13年閏8月にも越中黒河寺内に与えられた禁制の第二条の付けたり「家壊取之事」と同趣旨の文言がみられる。しかし、その後は、禁制に同様の文言はみられなくなる。

この要因も特定することは難しいが、一つにはこうした行為が「乱妨狼藉」の中に含まれて理解されるようになったのかも知れない。他方、天正13年ころから、次にあげるような戦陣の軍律<sup>56)</sup>が盛んに出されるようになったことで、陣場における宿営が小屋掛けから百姓等の了解のもとになされるようになったこととも関連しているのかも知れない。

#### 定

(味方) 一みかた地(陣取)ちんとりにをいて、(濫妨)らんはう(狼藉)らうせきの

ともから、一銭きりたるへき事、

一ちんとりににおいて、少も火をいたすともからこれあらは、則そのものをからめ(輩)

とり、いたしおくへし、しせんちくてんせしめは、其主人可成敗事、(自然) (逐電)

一ぬか・わら・たき木・さうし以下、ていしゆにあいこと(糠) (藁) (雑事) (亭主)

わり可取事、

右条々違犯輩在之者、忽可加成敗者也、

(天正十三年)  
三月 日 秀吉 (朱印)  
(茂勝)  
加藤孫六殿

この定は、紀州雑賀攻めに際し加藤茂勝宛に出されたものであるが、同文・同趣旨のものが複数残っている。第一条で味方地において陣取するときに濫妨・狼藉を行う輩は「一銭きり」にするとし、第二条で、陣取において少しでも火を出す輩は、その者を搦め取り、差し出すように、万一その者が逐電したときには、その主人を成敗すると、第三条では糠・藁・薪木・雑事以下については亭主に断ったうえで取るようにすることを定めている。

#### 5. 北庄城落城前後の秀吉の仕置

秀吉は、4月21日の賤ヶ岳の戦いで柴田勝家勢を破り、逃げる柴田勝家を追って、22日には越前府中に至り、翌23日には北庄城天主の土居まで攻め寄せ<sup>57)</sup>、24日寅刻(午前4時)に本城に攻めかかり、午刻(午後0時)に本城に乗り入れ、城を落とした<sup>58)</sup>。

そして、25日には加賀へと出馬し、28日に金沢城に入り、5月3日には北庄へと戻り、5日長浜、7日安土、11日に坂本に帰陣している<sup>59)</sup>。

こうした動きのなか、秀吉は、4月22日には日野川の渡船場である「さばや船頭中」に渡船の申し付け、従来通り諸役を免除している<sup>60)</sup>。北庄への進軍を確保するためのものであろう。また24日には日野川と足羽川の合流点に位置する安居大渡と安居小渡の船頭中に、渡船の維持を前提に諸役を免除している<sup>61)</sup>。出されたのが北庄落城の前か後かを確定しがたいが、これらも、「さばや船頭中」宛てのものと同様のものといえよう。

安居大渡・小渡の船頭中に判物を出した同じ24日、秀吉は、三国湊に対し次のような三ヶ条の覚を出している<sup>62)</sup>。

覚

一兵糧并あつけ物の事、

一あしよわ奉公人のきハ、下人にいたるまで一人ものこらす帳面に可付事、

一下々ことを左右によせ、ミたりかわしき儀於在之者、無用捨直そせう可仕候、并秀吉以条数申いたし候ことミかへし候にをいてハ、不殘其一町妻子以下ともに成敗可申付候条、為其心得只今書付相定者也、仍如件、

天正十一年四月廿四日 筑前守（花押）

第一条は、兵糧と預物の詮索、第二条は「足弱」<sup>63)</sup>「奉公人」については「下人」に至るまで一人も残らず帳面につけるよう、第三条で下々で事を左右に寄せ、猥りがわしいことがあれば、用捨なく直訴するよう、また秀吉が条数を以て申しつけたことを見返したときには、その一町は残らず、妻子以下ともに成敗するので、その心得としてこの書き付けで定め置く、というもの。

さらに、4月27日、秀吉は次のような知行宛行状<sup>64)</sup>を、柴田攻めに味方した丹羽長秀の重臣溝口秀勝に与えている。

越前国并賀州内余祢郡・能美郡両郡、<sup>(丹羽長秀)</sup>惟五郎左へ一職申談候之处、余祢郡之儀、其方へ惟五被進之候、於秀吉尤候条、彼郡一職召置、百姓等召返、政道以下専要候、在々江雖可申触候、其方堅可被申付候、為其如此候、仍如件、

天正十一

四月廿七日 筑前守（花押）

溝口<sup>(秀勝)</sup>金右衛門尉殿

この知行宛行状によれば、秀吉は、「越前国并賀州内余祢郡・能美郡両郡」を「一職」に丹羽長秀に渡そうとしていたが、「余祢郡」<sup>65)</sup>については、長秀が溝口秀勝に与えるというので、秀吉もそれに同意した、余祢郡を「一職」に領知し、百姓等を召し返し、「政道」以下をもっぱらにするように、在々へは秀吉の方からも申し触れているが、その方からも堅く申し付けるように、というものである。北庄城が落城してわずか3日にして、また加賀に入りなお金沢城に入る以前に、領知に関わる大きな仕置が迅速に行われた点が注目されよう。

## おわりに

越前に出された禁制の大半は、4月21日の賤ヶ岳の戦いの直後から北庄城が落城する4月24日前後のわずかの間に出されたもので、乱妨・狼藉、放火を禁じた点では、それ以前また以後の禁制と変わるところはないが、第三条の「還住百姓成煩事」の条文はこの時秀吉が越前に出した禁制、丹羽長秀の禁制も含め、大きな特徴であり、禁制が受け取る側の要請で出されたことを踏まえれば、越前の百姓にとっても「還住」が課題であったことが推測される。第三条の付けたりの「小屋壊取事」については、これ以前にも以降にもみられるが、天正15年以降の禁制からは姿を消す。これは、天正13年に軍勢に対する軍律が定められたことによって、一種の掠奪行為である小屋の壊し取りも姿を消していったこととの関連も想定され、その点で、天正11年の越前の禁制は転換直前の様子を示したものといえよう。

## 注

- 1) 「中野貞雄家文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-668号。
- 2) 「福田五郎左衛門家文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-663号。
- 3) 「宇野文書」『今立町史』2 史料編、『豊臣秀吉文書集』1-671号。
- 4) 「大虫神社文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-667号。
- 5) 「大滝神社文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-669号。
- 6) 「岩本区有文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-664号。
- 7) 「矢部宮秋家文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-681号。
- 8) 「永林寺文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊臣秀吉文書集』1-679号。
- 9) 「木村孫右衛門家文書」『福井県史』資料編6 中・近世四『豊臣秀吉文書集』1-666号。
- 10) 「佐々幸志神社文書」『朝日町誌』改年編3、『豊臣秀吉文書集』1-690号。
- 11) 「竹内文書」(東大史料編纂所影写本)、『豊臣秀吉文書集』1-673号。
- 12) 「土田新助家文書」『鯖江市史』2、『豊臣秀吉文書集』1-674号。
- 13) 前田善左衛門家蔵『中川地区史』、『豊臣秀吉文書集』1-670号。
- 14) 「明巖寺文書」『福井県史』資料編5 中・近世三、『豊臣秀吉文書集』1-680号。
- 15) 「斎藤六兵衛家文書」『福井県史』資料編5 中・近世三、『豊臣秀吉文書集』1-677号。
- 16) 「橋栄一郎家文書」『福井県史』資料編3 中・近世一、『豊臣秀吉文書集』1-675号。
- 17) 「昌蔵寺文書」『福井県史』資料編4 中・近世二、『豊臣秀吉文書集』1-691号。
- 18) 「称念寺文書」『福井県史』資料編4 中・近世二、『豊臣秀吉文書集』1-678号。
- 19) 「金沢文書」4(加越能文庫)、『豊臣秀吉文書集』1-676号。
- 20) 「春日神社文書」『福井県史』資料編4 中・近世二、『豊臣秀吉文書集』1-662号。
- 21) 「大連彦兵衛家文書」『福井県史』資料編4 中・近世二、『豊臣秀吉文書集』1-683号。
- 22) 「本流院文書」『福井県坂井郡誌』、『豊臣秀吉文書集』1-672号。
- 23) 「白山神社文書」『福井県史』資料編7 中・近世五、『豊臣秀吉文書集』1-682号。
- 24) 「永平寺文書」『福井県史』資料編4 中・近世二、『豊臣秀吉文書集』1-665号。
- 25) 「高山寺文書」、『豊臣秀吉文書集』1-688号。
- 26) 「尊経閣古文書纂」、「加能越古文叢」、『豊臣秀吉文書集』1-689号。
- 27) 「加能越古文叢」、『豊臣秀吉文書集』1-686号。
- 28) 「加能越古文叢」、『豊臣秀吉文書集』1-684号。

- 29) 「加能越古文叢」、『豊臣秀吉文書集』1-684号。
- 30) 「加能越古文叢」、『豊臣秀吉文書集』1-687号。
- 31) 「誠照寺文書」『福井県史』資料編5 中・近世三。
- 32) 「越知神社文書」『福井県史』資料編5 中・近世三。
- 33) 「八坂神社文書」『福井県史』資料編5 中・近世三。
- 34) 「大滝神社文書」『福井県史』資料編6 中・近世四。
- 35) 「法興寺文書」『福井県史』資料編3 中・近世一。
- 36) 「昌蔵寺文書」『福井県史』資料編4 中・近世二。
- 37) 「大連彦兵衛文書」『福井県史』資料編4 中・近世二。
- 38) 「称念寺文書」『福井県史』資料編4 中・近世二。
- 39) 『日葡辞書』に「Ranbō「濫妨 掠奪すること、あるいは強奪すること」とある。
- 40) 「西福寺文書」240号、『福井県史』資料編8 中・近世六。
- 41) 「西福寺文書」239号、『福井県史』資料編8 中・近世六。
- 42) 「西福寺文書」241号、『福井県史』資料編8 中・近世六。
- 43) 『福井県史』資料編8 中・近世六は「御礼物」と読んでいるが、原本を確認した結果、「御礼物」と読むのが妥当だろう。
- 44) 「西福寺文書」242号、『福井県史』資料編8 中・近世六。
- 45) 天正18年8月付豊臣秀吉御制札御判銭掟『本法寺文書』。
- 46) 天正13年閏8月越中国北野寺宛秀吉禁制「瑞泉寺文書」『大日本史料』11-19-529頁。
- 47) 天正13年閏8月越中国婦負郡聞名寺宛秀吉禁制「聞名寺文書」『大日本史料』11-19-529頁。
- 48) 天正13年閏8月越中国黒河寺内宛秀吉禁制「専福寺文書」『大日本史料』11-19-531頁。
- 49) 天正15年5月薩摩国鹿島宛豊臣秀吉禁制『島津家文書』1-346等。
- 50) 天正18年1月相模国東郡八幡宛豊臣秀吉禁制「相州文書」『改訂新編相州古文書』1。
- 51) 「摂津名塩村文書」(東大史料影写本)、『豊臣秀吉文書集』1-184号。
- 52) 「下条正雄氏旧蔵文書」。
- 53) 『静岡県史料』1-1。
- 54) 天正11年3月江州浅井郡内早崎宛羽柴秀吉禁制「竹生島文書」、『豊臣秀吉文書集』1-622号。
- 55) 天正12年6月濃州伏屋郷宛羽柴秀吉禁制「伏屋文書」、『豊臣秀吉文書集』2-1122号。
- 56) 天正13年3月羽柴秀吉朱印定「近江水口加藤子爵家文書」。
- 57) 天正11年4月24日付吉村氏吉宛秀吉書状「赤木文明堂文書」、『豊臣秀吉文書集』1-651号に「去廿二日越州至府中城令着陣候之処ニ、柴田馬四五騎にて北庄へ逃入左候間、昨日廿三日、我ら押詰、天主之土居まで攻寄候」とある。また同書状に「今明日中ニ柴修(柴田勝家)可切首候」とあることからこの書状は北庄城落城以前に書かれたものであることがわかる。
- 58) 天正11年7月29日付多賀谷重経宛秀吉書状「常総遺文」、『豊臣秀吉文書集』1-745号に「廿四日寅刻に本城へ取懸午之刻に本城へ乗入刎首候事」とある。なおほぼ同文同日付の太田資正宛の秀吉書状もある(「福島於菟吉氏所蔵文書」、『豊臣秀吉文書集』1-744号)。なお、本書状には「刎首」とあるが、同年4月28日付き国司元武宛ての秀吉書状には「柴田北庄へ逃入間、追詰本城乗崩候之処ニ、天主へ取上女房衆以下刺殺、切腹相果候」とある。
- 59) 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動」『織豊期主要人物居所集成』(思文閣出版、2011年)参照。
- 60) 天正11年4月22日付さばや船頭中宛秀吉判物「舟津町五丁目区有文書」『福井県史』資料編5 中・近世三、『豊臣秀吉文書集』1-648号。なお、「さばや」は『福井県史』の解題では「「さばや」は鯖江のことであろう」とする。
- 61) 天正11年4月24日付安居大渡船頭中宛羽柴秀吉判物「藤島神社文書」『越前若狭古文書選』、『豊臣秀吉文書集』1-649、天正11年4月24日付あこ小渡舟頭中宛秀吉判物「石倉家文書」『福井県史』資料編6 中・近世四、『豊

臣秀吉文書集』1-650号。

- 62) 天正11年4月24日羽柴秀吉覚「森田正治氏所蔵文書」『福井県史』資料編4 中・近世二、『豊臣秀吉文書集』1-652号。
- 63) この時期、「足弱」には「老人、女、子供」の意といわゆる「足軽」の両者の意があるが（『日本国語大辞典』）、ここでは、次に続く奉公人との関係で後者の意としておく。
- 64) 「溝口文書」『福井県史』資料編2 中世、『豊臣秀吉文書集』1-656号。
- 65) 「余祢郡」は、江沼郡のことである（『石川県の地名』62頁参照）。